

講演録

相続税・贈与税における課税財産の認定と重加算税

税務大学校研究部教授

佐藤 繁

SUMMARY

本稿は、平成25年6月3日（月）に税務大学校和光校舎で開催された「税務大学校特別セミナー」での当校研究部の佐藤繁教授による講演内容を取りまとめたものである。

本講演では、「相続税・贈与税における課税財産の認定と重加算税」と題し、参考となる裁判例を示し分かりやすく解説しながら、贈与税における財産取得の認定、民事裁判例における定期預金・普通預金・株式といった財産の帰属の認定、相続税における相続財産の帰属の認定、重加算税が賦課される場合における財産の帰属の事例などについて解説されている。

なお、本講演録を取りまとめるに当たり、佐藤繁教授による必要に応じた若干の加筆等を行っている。（平成25年7月31日税務大学校ホームページ掲載）

（税大ジャーナル編集部）

本内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

目 次

1 はじめに	64
2 贈与税における課税財産の認定	67
3 民事裁判例における財産の帰属	70
(1) 定期預金	71
(2) 普通預金	72
(3) 株式	74
4 相続税における課税財産の認定	75
5 財産の帰属と重加算税の賦課	81
6 まとめ	85

1 はじめに

税務大学校研究部教授の佐藤と申します。本日は、「相続税・贈与税における課税財産の認定と重加算税」という題目でお話しさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日は、相続税における課税財産の認定とそれにまつわる重加算税のお話をしたいと思っております。

導入としまして、今般の税制の改正についてまずお話をさせていただきます。お手元の資料の「はじめに」の次の段落の1番目のマルでございますが、平成25年の税制改正、原則として平成27年1月1日以後の相続・贈与に適用がありますが、相続税も何点か重要な改正がございましたが、その最も大きな改正というのが相続税の基礎控除の引下げでございます。これは、以前の民主党の政権下でも取り上げられていたものです。

2つ目のマルですが、少し背景的な説明をしたいと思えます。バブル経済期の、東京23区内の住宅の平均的な土地価格の推移というのを書いております。昭和61年、もう今から27年も前のバブル直前でございますが、平米当たり50万9,000円というのが当時の公示価格の平均だったそうです。翌62年に

はそれが100万円と約2倍に跳ね上がって、翌63年には136万円と最高値をつけ、平成3年には多少減少しましたが129万円、平成4年には110万円になっています。

3つ目のマルでございますが、相続税の基礎控除はこれに呼応する形で引き上げられております。昭和62年以前の定額控除が2,000万円、相続人1人当たりの比例控除が400万円であったものが、昭和63年には4,000万円と800万円、平成4年には4,800万円と950万円、平成6年には5,000万円と1,000万円と、正にその時価の値上がりに対応する形で引き上げられています。

では、その後の時価はどうなったかということですが、先程の2番目のマルの方に戻りますが、平成6年に70万円、8年に50万円と、それ以後はほぼ横ばいながら多少減っていきまして、平成25年現在は、47万8,000円となり、実は昭和61年当時の価格よりも低い水準になっています。にもかかわらず、基礎控除自体は上がったものがずっと下がらないでそのままになっていたという状況がございまして、

今回そういうことを背景に、一番上のマルですが、定額控除のほうを、格差の固定化を

阻止する観点等から、定額控除は5,000万円から3,000万円に、比例控除は1人当たり1,000万円から600万円と4割下げることになっております。

例えば、相続人が妻に子供2人、計3人という場合について、その下に記載してありますが、相続財産が1億円であった場合、100

万円であった相続税が315万で、215万円増え、相続財産が1億5,000万円であれば、それが462万ほどであったものが今度747万ほどにと、285万円増えることとなります。

それ以外に、申告の状況はどうなるかということですが、平成23年の申告状況を4つ目のマルに書いておきました。

平成25年税制改正

相続税 基礎控除額の引下げ 平27.1.1以後の相続・贈与に適用

定額控除額 5,000万円 **3,000万円**

法定相続人1人 1,000万円 **600万円**

例 相続人 配偶者、子2人(法定相続分による取得、配偶者控除あり)

相続財産の総額 1億円 100万円 315万円(+215万円)

1.5億円 462.5万円 747.5万円(+285万円)

贈与税 教育資金の贈与 平25.4.1から施行

東京23区の住宅地の「平均」公示価格の推移(国土交通省HPより)単位:千円

昭61 509 昭62 1,000 昭63 1,361 平3 1,294 平4 1,100 平6 700

平8 550 平18 450 平20 579 平22 492 平25 478

相続税基礎控除の改正

昭62以前 定額控除 2,000万円 相続人1人当たりの比例控除 400万円

昭63改正 定額控除 4,000万円 相続人1人当たりの比例控除 800万円

平4改正 定額控除 4,800万円 相続人1人当たりの比例控除 950万円

平6改正 定額控除 5,000万円 相続人1人当たりの比例控除 1,000万円

平成23年分相続税の申告状況(国税庁HPより)

全国 相続税課税対象の被相続人 5.1万人/死亡者数125万人 課税割合 **4.1%**

東京国税局管内

相続税課税対象の被相続人 1.6万人/死亡者数23.1万人 課税割合 6.9%

基礎控除の引下げにより、申告者数が増加 贈与の検討

贈与税における様々な方法、特例

暦年課税 110万円基礎控除 (新)措置法70の2の3

相続時精算課税制度 2500万円控除 相続税法21の12

配偶者控除 2000万円控除 相続税法21の6

住宅取得資金の贈与 700万円(1200万円)控除(平25)措置法70の2

教育資金の贈与 1500万円控除 (新)措置法70の2の2

全国の被相続人、被相続人というのは亡くなった方のことですが、125万人で課税対象の被相続人が5万1,000人ですから、課税割合は4.1%。100人に約4人が申告という形になっています。また、被相続人1人当たりの課税価格ですが、記載しておりませんが、2億872万円ということ。これは当然1人で高額の方もおりますので、課税価格自体は大きくなるのかなというふうに思います。その下に、都市部の代表として東京国税局の管内の数字を記載しておきました。死亡者数が23万人で、課税対象の被相続人が1万6,000人ですから、課税割合は6.9%となっています。課税価格の平均は2億4,459万円だそうです。要は100人に7人程度、申告が必要という状況です。

先程の基礎控除の引下げに基づき、当然、申告者数は増加するものと思われ。全国平均で6人程度に上がるのではないかと書いている本もありました。実際はどうなるかわかりませんが、その程度であればそれ程、相続税がかかる方は多くないのではないかとと思われるかもしれませんが、例えば、東京では土地をお持ちの方も多く、相続の評価額が、仮に坪120万円で50坪あればそれだけで6,000万円となります。小規模宅地の特例を使えば確かに大きく減額されますが、住まなくなるということもありますし、この方の申告が要らないというわけではないので、財産をしっかりと確認しなければならないというふうになりますと、やはり今後ある程度の資産をお持ちの方は相続税がどうなるのか、相続についてどうしたらいいのかということを検討せざるを得ないというような状況になるのかなというふうに思います。

では、最初になにをするかということ、お持ちの資産を評価、金融資産を土地とか生命保険とか違うものに替えていくというやり方があるかとは思いますが、最も効率的なのは当然、贈与という形になります。

では、贈与にどのようなものがあるかについて幾つかまとめておきました。暦年贈与、普通の一般的な贈与は、課税財産から110万円を引いて税率を掛けるというものです。今回お話をするもののうち、贈与については、主にこれについてお話しをすることになります。

それから、相続時精算課税制度です。2,500万円の控除がありますが、これは亡くなったときに再度精算を当然しなければならないという点があります。

次に、配偶者控除。居住用財産で婚姻して20年以上の方であれば2,000万円の控除を使うということになります。

更に、住宅取得資金の贈与。順次金額が下がっておりますが、平成26年で終わりますが、25年分は700万円、耐震性の高い住宅であれば1,200万円という形の住宅資金の贈与ということになります。

最後に、今般できました教育資金の贈与。1,500万円まで控除されるという形で、贈与の対象となる教育の内容にはいろいろなものが用意されています。お子さん、お孫さん、ひ孫さんに贈与をするということですが、この特例は、私の個人的な考えでは非常に親御さんの気持ちを捉えているなと思ってます。子供に贈与してもいいが、せっかく自ら手に汗水して貯めたお金を遊びや旅行などに、使われるのはどうもうれしくない。教育資金であれば孫に感謝されるし、他に使えなければいいかというような形で、新聞などでは好評と聞いております。私が信託銀行に行って少し聞いたところだと、業界横並びなのですかね、競争原理が働いたようで、手数料はとらないでやるというふうなことも聞いています。もう少しお客さんを増やすという1つの方策だというふうに今、考えているみたいです。詳細は国税庁ホームページ^①にいろいろ出ておりますのでご確認ください。

本講義では始めに通常の贈与についての、

贈与税における贈与とは何かということを確認し、その後、相続財産の帰属認定の問題、民事上の裁判例、相続税の裁判例を取り上げていき、併せて重加算税が賦課された事例を紹介していきたいと思います。

2 贈与税における課税財産の認定

贈与における課税財産の認定ですが、民法における贈与と贈与税における贈与というのは、少し異なっています。民法における贈与

は、「贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる」（民法 549）とされており、贈与の契約だけでいいよということになっていますので、「あげるよ」、「もらいます」という、そういう契約だけで成立することに、法律上はその他何の義務もないというようなことになっています。

贈与税の課税要件

贈与により財産を取得したこと
贈与 + 財産の取得

民法第549条 贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる。

民法第550条 書面によらない贈与は、各当事者が撤回することができる。ただし、履行の終わった部分については、この限りでない。

相続税法第1条の4 次の各号のいずれかに掲げる者は、この法律により、贈与税を納める義務がある。

一 贈与により財産を取得した個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有するもの

相続税基本通達1の3・1の4共 - 8 相続若しくは遺贈又は贈与による財産取得の時期は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次によるものとする。

(1) 省略

(2) 贈与の場合 書面によるものについてはその契約の効力の発生した時、書面によらないものについてはその履行の時

履行...債務者が債務の内容を債務の本旨に従って実現すること

例：代金の支払（買主）、引渡し、登記義務の実行

少し話はそれますが、本当に何の義務もないのかというと、フランスの人類学者マルセル・モースは、古くから贈与というのは返礼の義務が実はつきものなのだと言っています。今残っているものは、お礼に対してお返しをすること、半返しするとかそういう儀礼として残っているものがあります。また、現代においても、あげるにしてもいろいろな背景が実はあるのだと思います。とりあえずあげるという方もいるのでしょうけれども、明確な負担付きということではなく、将来の面

倒を見てもらうとかそういうことは当然前提にしてあると思います。贈与は、単なる節税の面だけでなく、上に挙げたようないろいろな要素もありますし、先程お話ししましたが、何かあげただけで勝手に使われるのはあまり嬉しくないというような、やはり一生懸命働いた世代としての考えもあります。また、1回あげてしまえば将来自分が大病したときや、そういうときに当然お金は戻ってきませんので金銭的な不安もあるということで、自分のお金は離したくないけど将来発生

する相続税は安くしたいと、そういう狭間の中でいろいろと考えざるを得ないというのが出てくるというのは、私も十分承知していません。

話を元に戻しますと、書面によらない贈与では、履行が終わらなければ撤回できるというのが民法 550 条です。

では、贈与税の課税要件は何かということになりますが、相続税法 1 条の 4 には、「贈与により財産を取得した」ということで、贈与税は契約だけではなく、「財産を取得した」ということが必要だというふうに法は明記しています。

ただ、この点、我が国の民法は債権契約以外に物権契約というものを必要だというふうにはしておりませんし、民法の判例からしますと特別の留保がない限り契約と同時に所有権は移るという立場を採っていますので、この結果、財産の取得が必要といっても結果として民法の贈与と変わらないことも多い。契約時に実際、物が移ったのだと言えるかもしれませんが、先程の書面によらない贈与が撤回できるということと併せて考えると、契約、即財産の移転で全てオーケーという訳にもいかないであろうということで、その下に書いてある通達があります。

通達が定められる以前にあった裁判例を踏まえ、通達では、「書面によるものについてはその契約の効力の発生した時」、「契約の効力が発生した時」というのは停止条件などがついていなければ、正に契約を締結したときにその効力が発生するというふうを考えていいと思いますが、そのとき、「書面によらないものについてはその履行の時」となっております。その履行があったときに贈与があったとして、課税することにしています。ここにいる履行とは、債務者が債務の内容を債務の本旨に従って実現するということですので、例えば、売買契約では代金の支払、引渡し、登記ということになり、それが贈与の場合は

どのようなことになるかということ、預金の例であれば受贈者が、印鑑や通帳、証書などをもらって、それをご自分で管理しているということになる訳です。土地はどうかといえば、引渡しを受けて登記をするということが挙げられると思います。

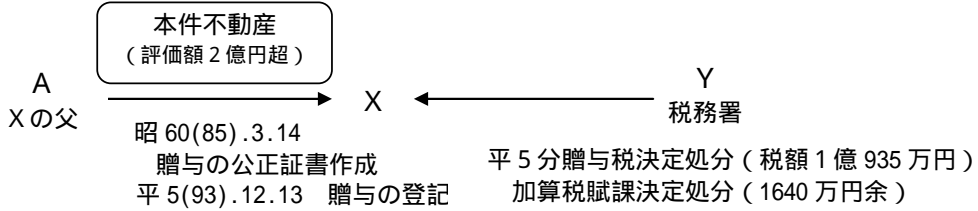
よく贈与に関する調査では、例えば基礎控除が 110 万円であれば、110 万円ずつ自分が管理している、奥さんとかお子さんの通帳に 110 万円を移して、それが贈与だと言われる方がいらっしゃるんですが、今ご説明したように履行が全然済んでいるわけではないので、贈与税にいう贈与には該当せず、こちらの通帳の金額を増やしても毎年贈与ということにはなりません。

それでは、贈与についての裁判例を見たいと思います。下のマルの名古屋地裁の裁判例です。

図の説明ですが、X が真ん中におりますが、X の父 A が昭和 60 年に息子に 2 億円超の土地を贈与したいということで公正証書を作成しました。公正証書の内容が下に書いてありますが、1 条は贈与し、受諾しました、2 条が引渡しは契約時の昭和 60 年 3 月にしました。ただし、3 条があり、「贈与者は、受贈者から請求があり次第、本件物件の所有権移転の登記申請手続きをしなければならない」とあります。要は、贈与者 A は受贈者からの請求がなければ登記はしないという形に反面的には読める契約の内容でした。平成 5 年に今度は贈与の登記をして、Y 税務署はそれに対して平成 5 年分の贈与として決定処分と加算税の賦課決定処分をしたという事案です。

公正証書は当然書面です。公証人が私人の囑託による法律行為、主に契約ですが、それらに関する事実について作成した文書で、強制執行のときの債務名義にそのままなるといふもので、証拠力が相当高いものです。

名古屋地判平 10・9・11 税務訴訟資料 238 号 126 頁
 控訴審 名古屋高判平 10・12・25 税務訴訟資料 239 号 1153 頁
 上告審 最決平 11・6・24 税務訴訟資料 243 号 734 頁



本件公正証書の内容

- 第 1 条 昭和 60 年 3 月 14 日贈与者 A は、その所有にかかる後記不動産を受贈者 X に贈与し、受贈者は、これを受諾した。
- 第 2 条 贈与者は、受贈者に対し前条の不動産を本日引き渡し、受贈者はこれを受領した。
- 第 3 条 贈与者は、受贈者から請求があり次第、本物件の所有権移転の登記申請手続きをしなければならない。
- 第 4 条 前条の登記申請手続きに要する費用は、受贈者の負担とする。

事実認定

- 1 移転登記をせずに、公正証書を作成する合理的理由がない。
- 2 昭和 59 年頃から、X が本件不動産に単独で居住し、固定資産税や公共料金も支払っているが、本件公正証書作成時において、A としては、本件公正証書記載の贈与日時から贈与税の徴収権が時効消滅するまでは、本件不動産の登記名義を X に移転する意思はなかったものと認められ、(そうすると) 本件登記手続時まで、X が、本件不動産を担保に供したり、他人に譲渡することは事実上不可能な状況にあったわけであり、本件不動産を自由に使用・収益・処分しうる地位にはなかったものである。
- 3 昭和 60 年の本件公正証書作成当時に、贈与をする動機は、A、X とともに薄弱である。
- 4 X は A に対し、贈与税の更正決定権が除斥期間経過により消滅するまでの間、公正証書 3 条があるにもかかわらず、登記請求をしたことがない。

今言ったように、通達によれば書面による贈与ですから、形式的には、昭和 60 年に贈与が成立したということになります。そして、何故、平成 5 年に登記をしたかという、更正や決定にはそれぞれ期間制限がありまして、一定の期間を過ぎるともう更正はできませんので、7 年を過ぎた段階で登記を行ったということです。形式的には、書面による贈与が昭和 60 年にあり、平成 5 年にはもう決定処分ができないのではないかとということですが、裁判所での事実認定は次のとおりです。

「移転登記をせずに、公正証書を作成する

合理的理由がない」というのが 1 つ。

それから、2 つ目が、3 条からすると「昭和 59 年頃から、X は本件不動産に単独で居住し、固定資産税や公共料金も払っているが、本件公正証書作成時において、A としては、本件公正証書記載の贈与日時から贈与税の徴収権が時効消滅するまでは(これは本来は、更正、決定の期間制限の話です。:講師注)本件不動産の登記名義を X に移転する意思はなかったものと認められ」と、「本件登記手続まで、X が、本件不動産を担保に供したり、他人に譲渡することは事実上不可能な状

況にあったわけであり、本件不動産を自由に使用・収益・処分しうる地位にはなかった」と認定しています。

3 つ目は、「昭和 60 年その当時の本件公正証書作成時に、贈与をする動機は、A、X とともに薄弱である」ということと、4 つ目として、「X は A に対し、贈与税の更正決定権が

除斥期間経過により消滅するまでの間、公正証書 3 条があるにもかかわらず、登記請求をしたことがない」という認定をしていて、その後続く判示内容が下の判示事項です。なお、下線部は全部、以後の判決文も含めて、私が引いたものです。

判示事項（下線は講師が付記。以下の「判決事項」においても同じ。）

「1 以上の事実からすると、本件公正証書は、(…) 本件不動産を原告に贈与しても、贈与税の負担がかからないようにするためにのみ作成されたのであって、A に本件公正証書の記載どおりに本件不動産を贈与する意思はなかったものと認められる。他方、X は、本件公正証書は、将来、本件不動産を X に贈与することを明らかにした文書にすぎないという程度の認識しか有しておらず、本件公正証書作成時に本件不動産の贈与を受けたという認識は有していなかったものと認められる。

よって、本件公正証書によって、A から X に対する書面による贈与がなされたものと認められない。

2 そうすると、A が、X に対し、本件不動産を贈与したのは、書面によらない贈与によるものということになるが、書面によらない贈与の場合にはその履行の時に贈与による財産取得があったと見るべきである。そして、不動産が贈与された場合には、不動産の引渡し又は所有権移転登記がなされたときにその履行があったと解されるところ、本件においては、既に判示したように、X は本件不動産に従前から居住しており、本件証拠上、本件登記手続よりも前に、本件不動産の贈与に基づき本件不動産の引渡しを受けたというような事情は認められないから、本件登記手続がなされたときをもって本件不動産の贈与に基づく履行があり、その時点で X は、本件不動産を贈与に基づき取得したと見るべきである。」

この判決を広く一般化することはできませんが、少なくとも裁判所においては公正証書を利用したこのような形での贈与税の脱法行為は許さないと考えているようです。従いまして、裁判所としては、この公正証書という書面に基づく贈与というのは、書面による贈与の意思がないということで否定し、実際に書面によらない贈与があるということで、その時点で課税という形で国を勝たしています。この点は上告審まで行って、いずれも国側が勝訴しています。これを許すような形になれば、贈与の脱法行為は幾らでもできることとなりますし、国が公正証書の内容を逐一みるわけでありませので、このような脱法行為

は許さないというのが裁判所の考え方です。

3 民事裁判例における財産の帰属

次に相続の話に移ります。まず民事の裁判をみますが、その前に国税庁の方で配布している「相続税の申告のしかた」というものがあり、その中に次の資料のような一節があります。

名義にかかわらず、被相続人の財産であれば申告が必要であるということですが、ここにいう被相続人の財産で家族名義のものが実はどのように判断されるかということがここのテーマです。

「相続税の申告のしかた（平成 24 年分用）」より（抜粋、下線は講師）

Q&A 家族名義の財産は？

問： 父（被相続人）の財産を整理したところ、家族名義の預金通帳が見つかりました。この家族名義の預金も相続財産の申告に含める必要があるでしょうか。

答： 名義にかかわらず、被相続人の財産は相続税の課税対象となります。したがって、被相続人が購入（新築）した不動産でまだ登記をしていないものや、被相続人の預貯金、株式、公社債、貸付信託や証券投資信託の受益証券で家族名義や無記名のものなども、相続税の申告に含める必要があります。

これについては、明確に法律とか通達とか最高裁の判決というものはありません。ですが、相続税において実際どのように考えられているかという、詳しくは後ほどご説明させていただきますが、資料の「4 相続税における課税資産の認定」（本稿 77 ページ「判示事項 1」）の判示事項 1 の「被相続人以外の者の名義である財産が相続開始時において被相続人に帰属するものであったか否かは、当該財産又はその購入原資の出捐者、当該財産の管理及び運用の状況、当該財産から生ずる利益の帰属者、被相続人と当該財産の名義人並びに当該財産の管理及び運用する者との関係、当該財産の名義人がその名義を有することになった経緯等を総合考慮して判断する」というのが、今の主としての裁判の判断でございます。これを総合考慮説と名付けて、後ほどご説明させていただきます。

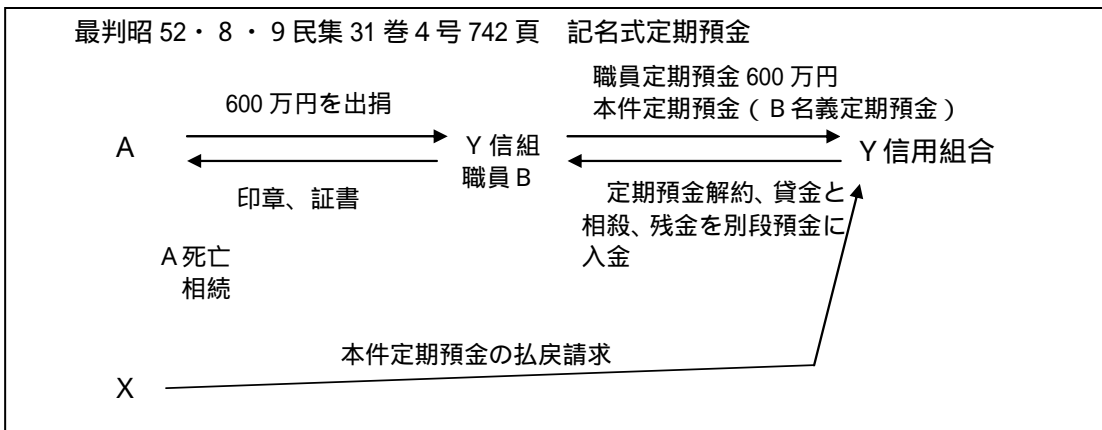
それに先立って、民事上の裁判ではどうなっているかを確認します。

(1) 定期預金

まず、一番最初が定期預金についてです。

定期預金の性質ですが、預けて同種のを返すということで、民法 666 条の消費寄託契約の性質を有するとされています。

昭和 52 年に最高裁で争われた事案というのは、A という者が、Y 信用組合の B からの申し出に基づいて、Y 信用組合の職員定期預金を行うと利率が高いとのことで 600 万円を B に預けて、それから B 名義の定期預金を作り、証書と印鑑を A が預かっていたという事案です。B がいろいろあって辞めることになり、Y 信用組合は定期預金を解約して、B と Y 信用組合とにあった貸金を定期預金との間で相殺して、残額を別段預金に入れました。A の方は相続があって、相続人 X が、B 名義だが、本来的には 600 万円全てが A の相続人 X に帰属するものだということで払戻請求をしたという事案です。



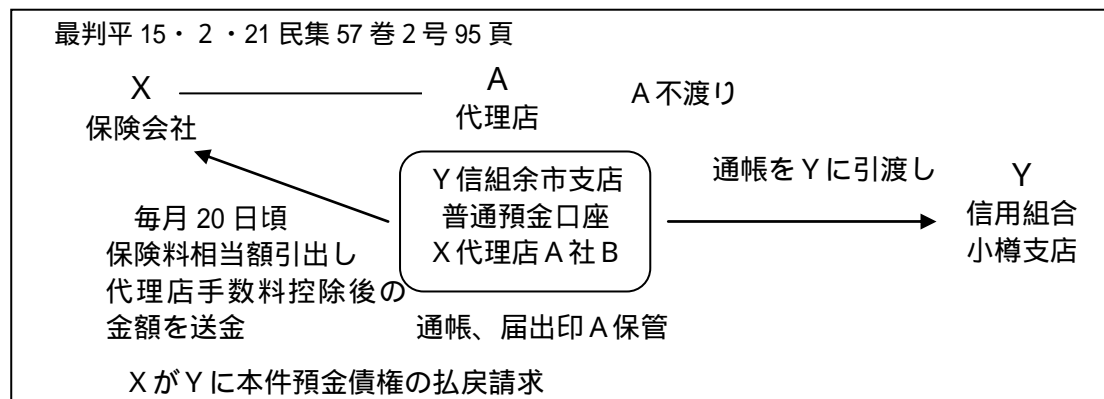
判示事項では、「Xの被相続人であるAが、Y信用組合の管理部職員として貸付と回収の事務を担当していたBの勤めに応じて、自己の預金とするために600万円を出捐し、かねて保管中の『甲』と刻した印章を同人の持参した定期預金申込書に押捺して、B名義による記名式定期預金の預入手続を同人に一任し、Bが、Aの代理人又は使者としてY信用組合との間で元本600万円のB名義による本件記名式定期預金契約を締結したうえ、Y信用組合から交付を受けた預金証書をAに交付し、Aがこの預金証書を前記『甲』と刻した印章とともに所持していたとの原審の事実認定」のもとにおいては、「本件記名式定期預金は、預入行為者であるB名義のものであっても、出捐者であるA、ひいてはその相続人であるXをその預金者と認めるのが相当である、と最高裁は判断しております。

帰属の認定については、2つの学説があります。預入行為者、他人のための預金であることを表示しない限りは、実際行為した者を基準としてみるのだということ

判断していくという主観説と、自らの出捐により自己の預金とする意思で、自ら又は使者・代理人を通じて預金契約をした者が預金者であるとする客観説です。出捐というのは、お金を実際誰が出したかということ

(2) 普通預金

では、それで同じように普通貯金についても見ることができるものかというのが、次の裁判例です。



平成15年の最高裁の判例は、X保険会社の代理店A社がY信組余市支店の普通預金口座を、「X代理店A社」という名義で作成し、毎月20日頃に保険料相当額を引き出して代理店の手数料、A社の取り分を抜いてそれ以外をXに振り込むというをしていました。当然、通帳の管理はA社のBがしていたのですが、残念ながらA社は不渡りを出しま

した。このY信用組合とA社の間には貸金があったので、Yの小樽支店が貸金を相殺したということで、今度は保険会社の方が、それは自分のものだということで訴訟を起こしたという事案です。

先程の定期預金の判例によれば、出捐、要は誰にその資金が帰属するかをまず判断することになります。ですから、原審や1審もX

に帰属すると判断しました。1 審では、A が X 社に支払った保険料は他の金銭と明確に区別して保管しているし、その所有権は X 社の代理店 A 社が収受することで直ちに X 社に所有権も帰属するため、この出捐者は X であるとの認定をしました。高裁は、A 社が保険契約に基づき保険料を領収したことで、今度は X がその時点で保険事故があった場合には支払をしなければならない立場に立つとし、X 保険会社が実質経済的な利益を得て、かつ、負担も得ているということで、これは普通の所有権とは違うかもしれないが、特別に X 保険会社に帰属すると考える余地があると考え、いずれも X 保険会社を勝たせましたが、最高裁は X 社を勝たせませんでした。

それは、判示事項に書いてありますが、まず、「金融機関である Y との間で普通預金契約を締結して本件預金口座を開設したのは、A である。また、本件預金口座の名義である『X(株)代理店 A(株)B』が預金者として A ではなく X を表示しているものとは認められないし、X が A に Y との間での普通預金契約締結の代理権を授与していた事情は、記録上全くうかがわれない。」と認定し、「本件預金口座の通帳及び届出印は、A が保管しており、本件預金口座への入金及び本件預金口座からの払戻し事務を行っていたのは、A のみであるから、本件預金口座の管理者は、名実ともに A であるというべきである」と、最高裁は判断しています。

さらに、最高裁は、所有権の帰属に関して「X の代理人である A が保険契約者から収受した保険料の所有権は一旦 A に帰属し、A は、同額の金銭を X に送金する義務を負担することになるのであって、X は、A が Y から払戻しを受けた金銭の送金を受けることによって、初めて保険料に相当する金銭の所有権を取得するに至るというべきである。したがって、本件預金の原資は、A が所有していた金銭にほかならない。したがって、本件事実関

係の下においては、本件預金債権は、X にではなく、A に帰属するというべきである」と判断しています。

これは、一般論的に客観的なアプローチは採っていないということは明らかなのですが、ここでの考え方がどんな考え方なのかということまでは明らかにしていません。

また、この平成 15 年 2 月の判決後の 6 月の最高裁判決（最判平 15・6・12 民集 57 巻 6 号 563 頁）では、債務整理事務の委任を受けた弁護士甲が、委任事務処理のため委任者乙から受領した金銭を預け入れるための甲名義の普通預金口座を開設し、甲の名前で乙名義のいろいろな事務処理をして、その出し入れを甲がしていたというような事例ですが、これも同じように甲に帰属するのだと言っています。

以上を踏まえますと、普通預金の特徴は、定期預金と違い、普通預金口座を開設すると、以後預金者はいつでも自由に預け入れ、払戻しをすることができる継続的取引契約で、口座に入金がある度にその額について消費寄託契約が成立するが、その結果、発生した預金債権は口座の既存の預金債権と合算され、「1 個の預金債権」として扱われるというところにあると言えます。これは最高裁の調査官解説にも同様に書かれています。あくまでも預金債権は 1 個であって、いろいろなお金が普通預金に入っているからといって、この部分は甲、この部分は乙、この部分は丙というように、金銭的に分けることはできないというのが普通預金債権の性質ではないですかということです。

となりますと、定期預金と普通預金とは少し性質が違ふと考えて、定期預金に関しては出捐を重視し、普通預金に関しては出捐よりも誰が保管、管理しているのかというところを重視して判決を行っているということが言えるのではないかと思います。

なお、お手元の資料には記載しておりませ

んが、平成 2 年 10 月からマネーロンダリングの関係で本人確認が義務付けられ、平成 20 年 3 月 1 日以降は犯罪収益移転防止法に基づいて金融機関に対して本人確認が義務付けられています。当然、口座開設に本人確認が必要とされていますが、これは代理人による開設も可能であるという状況になっています。今後、こういう状況の中で、裁判が果たして変わるのかどうかということは必ずしもわかりませんが、平成 15 年の判決というのは平成 2 年以後の、本人確認が当然できる以降の裁判例ではあるという形のものでございます。

(3) 株式

続きまして、株式です。ここで取り上げる判決は、旧商法 201 条とも絡んで、他人名義で株を買った場合、どちらに帰属するのかという判決です。

下線部だけ読みますと、「株式の引受および払込については、一般私法上の法律行為の場合と同じく、真に契約の当事者として申込をした者が引受人としての権利を取得し、義務を負担するものと解すべきである」と最高裁は昭和 42 年に言っています。

最判昭 42・11・17 民集 21 巻 9 号 2448 頁

判示事項

「他人の承諾を得てその名義を用い株式を引受けた場合においては、名義人すなわち名義貸与者ではなく、実質上の引受人すなわち名義借用者がその株主となるものと解するのが相当である。けだし、(旧)商法第 201 条は第 1 項において、名義のいかんを問わず実質上の引受人が株式引受人の義務を負担するという当然の事理を規定し、第 2 項において、特に通謀者の連帯責任を規定したものと解され、単なる名義貸与者が株主たる権利を取得する趣旨を規定したものと解されないから、株式の引受および払込については、一般私法上の法律行為の場合と同じく、真に契約の当事者として申込をした者が引受人としての権利を取得し、義務を負担するものと解すべきであるからである。」

旧商法 201 条 仮設人の名義をもって株式を引受けたる者は株式引受人たる責任を負う。他人の承諾を得ずしてその名義をもって株式を引受けたる者も亦同じ。

他人と通じてその名義をもって株式を引受けたる者はその他人と連帯して払込をなす義務を負う。

実質説の立場をとるときは、なにをもって実質上株式を引受けたとみるか。その認定について面倒な問題を残すことは否定できない。通常は、払込金の財産、つまり経済的出捐をだれがしたかを認定することによって判断するほかはないが、払込資金の貸借の場合など、名義貸与者と名義借用者との話し合いの内容によっては、簡単には、実質上の株式引受人をどちらかを決められないこともありえよう。(判批・鴻常夫・法学協会雑誌 86 巻 1 号 123 頁) 下線講師

ただ、実質的に名義を貸した人間ではなくて、名義の実質上の引受人に帰属するといっても、何を基準にするかということが問題となります。この点、東大の鴻常夫名誉教授は、「通常は払込金の財産、つまり経済的出捐をだれがしたかを認定することによって判断す

るほかはない」^②とされています。

これ以降、例えば東京高裁平成 4 年^③や、それ以降の札幌平成 9 年の判決^④などの幾つかの判決の中では、同族会社の株式の帰属に関しては、いろいろな要素が含まれていて、この上の、やはり個人商店時代からの実際働

いていたなどの状況があって、何かそういうものを勘案してどちらに株が帰属するかということ判断しているようであり、そのときの出捐は実際に誰がしたとか、それだけでは判断できないような、いろいろな要素を勘案して判断していると言えるのではないかと思います。

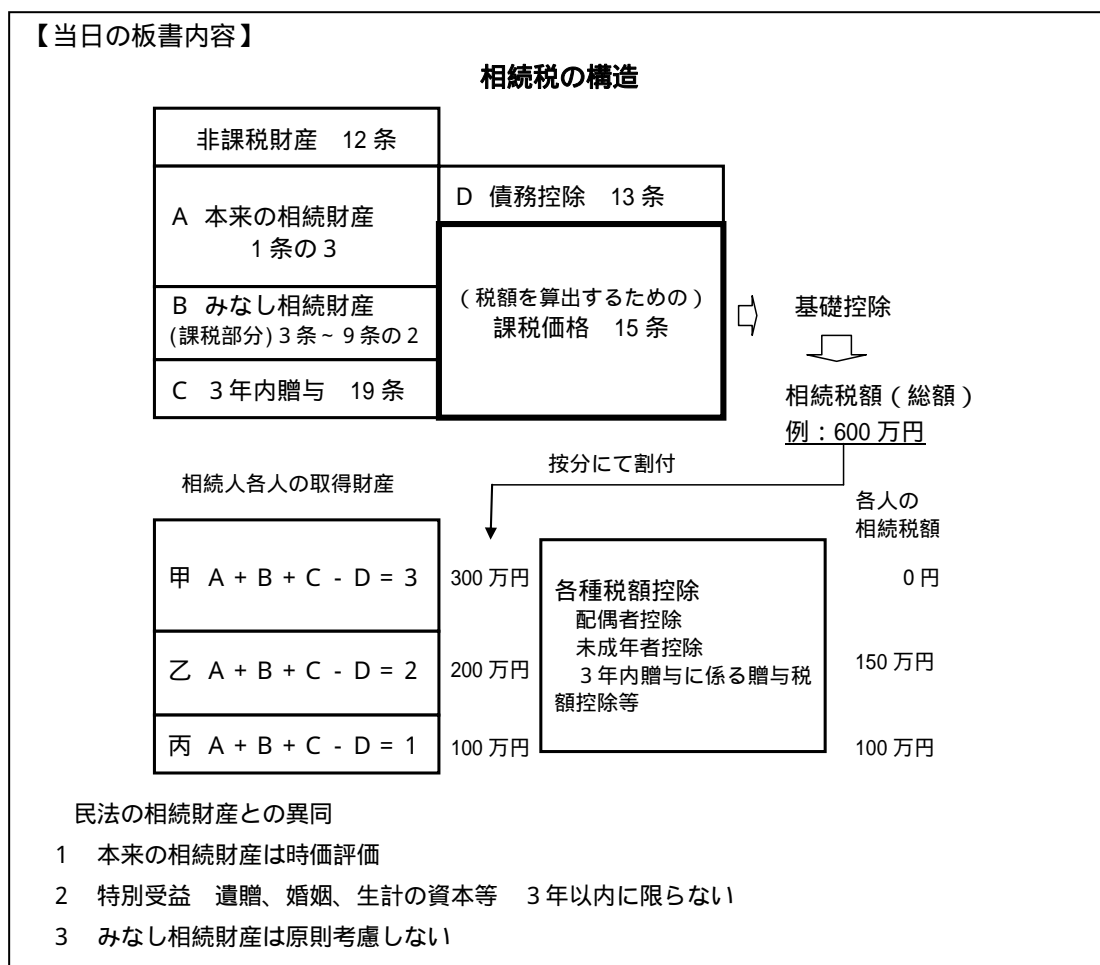
実際上も、同族株の判定というものは、その者が昔から働いていてその間に出資したという話になると、帰属に関しては難しい問題があるとみています。

また、株に関しては、平成 21 年 1 月から施行された株式等振替制度で、株券が廃止され、証券等に開設された口座において電子的に管理するという方向になっています。これに基づき、実際にどうなるかという話に関しては、また別の問題としてあるものと思っています。

4 相続税における課税財産の認定

以上が民事の判例で、いよいよ、相続税の課税の話に入らせて頂きます。

【当日の板書内容】



相続開始の原因は、当然、自然人の死亡であり、相続が開始すると被相続人に一身専属したものを除いて、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するということとなります。それから相続税においては、相続以外

に遺言、遺贈、それから死因贈与というものも相続税の課税の対象になります。

板書をご覧ください。相続税の構造を簡単に説明します。相続税には、「非課税財産」というものがあります。この部分は除いたとこ

るで相続税は、「A 本来の相続財産」と「B みなし相続財産」、これらは生命保険とか退職金の中から非課税部分を除いた課税部分が相続財産となりますが、それと、「C 3年内贈与」という3つがあります。それから「D 債務控除」を引くと「(税額を算出するための)課税価格」が出ます。それに対して3,000万と相続人各人600万の基礎控除を引いて税額を算出します。そして、例えば、算出された税額が600万円とすると、今度は各人が取得した財産A、B、Cの財産を足して、それから各人が負担した債務控除を引くと甲、乙、丙という各人に帰属する課税価格が決まりますので、それで税額600万円を按分することとなり、例えば、それが3:2:1だったら、甲、乙、丙が負担する税額はそれぞれ300万円、200万円、100万円に按分され、その後に配偶者控除、障害者控除などの各人ごとの税額控除を行い、なおかつ、一親等の血族とか配偶者以外の者であれば、2割加算を行い各人の税額が出るというのが相続税の基本的な構造になります。

では民法はどう考えるかという、民法は本来の相続財産と、婚姻や生計の資本などという生前に贈与を受けた特別受益を相続財産に加算して相続分を計算することになって、それから寄与分を引くという形が民法の相続の基本的な考え方です。それ以外にも相続税の税金の考え方と民法の相続というものの考え方には齟齬があります。本来、生命保険は相続財産ではないので遺産分割協議をする際に生命保険分を相続財産としませんが、実際上どのように考えるべきなのかという問題があります。また、相続税の課税価格を算出する際には、小規模宅地の減額を行ったものが相続財産の価額として計算されます。実際住んでいる家の敷地ですと、一定面積においては、80%減額された価額が算入できますので、例えば1億円の家の敷地が2,000万円の価額でしか計算されません。遺産分割協議を

行うときの民法上の相続分をどのように分けるかという問題と、相続税を計算する際の各人の課税価格にバラツキが出るということは十分ある問題です。

このように、相続税に携わる方は、その前の民法の問題をどうするかという問題と併せてクリアをしていかないと、ただ税金だけをどうするかという問題だけを考えただけでは、まとまる話もまとまらなくなるし、いろいろなことを勘案していかないと実際はなかなか難しい話ではあると思っています。それは仕方がない話で、そういうことを含めたところで相続というものを考えないと、みんなが円満な相続にならないことがあります。

ところで、参考までに、今お話しした相続について、被相続人になる可能性がある方として65歳以上の高齢の方、富裕層だけではなくて全体が実際どんな状況なのかということ、少しご紹介させていただきます。全人口の23%が今、65歳以上の高齢者で、平均寿命が男性79歳、女性86歳です。また、健康寿命と言われているものが、男性が70.42歳で平均寿命まで9.13歳差、女性の健康寿命が73.62歳で平均寿命まで12.68歳が不健康な時代があるということだそうです。

また、「高齢社会白書」に基づいた数字ですが、高齢者の世帯平均の年収額は、308万円、1人当たりの所得は人数が少ないので198万円ということ。全世帯が1人当たり207万円なので所得はあまり変わらないようです。

高齢者の平均貯蓄は2,257万円となっていました。全世帯平均の1.4倍の貯蓄率で、4,000万円以上の貯蓄は16%あるということです。それから貯蓄目的は病気・介護が62%、持ち家割合は90.9%となっていました。

それから、今度は生命保険文化センターという組織の調査によりますと、介護期間というものが平均4年9か月だそうです。介護するのは6割が同居の人で、配偶者が25%、子は20%、子の配偶者が15%で、女性が随分

見ている率が高いようです。

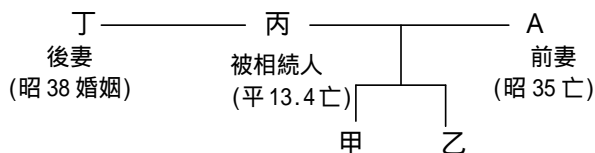
そういう実情の中で、相続税の事例のご紹

介をしたいと思います。平成 20 年の東京地

裁の判決を見ていきたいと思います。

東京地判平 20・10・17 税務訴訟資料 258 号 195 (順号 11053) (5)

控訴審 東京高判平 21・4・16 税務訴訟資料 259 号 69 (順号 11182) (6)



丁名義預金 109,202 千円
 丁名義有価証券 131,309 千円
 (内普通預金 117 千円)

丁名義財産は相続財産か

丙名義の相続財産

土地・建物 60,975 千円
 有価証券 13,618 千円
 現金・預金 57,394 千円
 その他 1,588 千円
 合計 133,575 千円

- 平 10.9 丙脳梗塞で入院
- 平 13.4 丙死亡
- 平 13.7 昭 63.11.6 付遺言書 (全財産を丁に相続させる内容) の検認を裁判所に申立て
- 平 13.8 甲、乙が丙に遺留分減殺請求
- 平 14.4 遺産分割調停の申立て
- 平 16.3 調停 (本調停では、丁は、丁名義財産は生前に丙から贈与されたと主張)
- 平 16.3 丁が、丁名義財産は丙の相続財産とする旨の修正申告を提出
- 平 16.7 甲、乙が相続税の期限後申告を提出 (丁名義財産は丙の相続財産とされていない。)
- 平 17.3 甲、乙に相続税の更正処分・加算税賦課決定

脚注標記については、編集部による加筆。

これに関しては、被相続人丙に後妻丁、前妻 A がいました。それで甲と乙が前妻 A との子でして、丙名義の相続財産が合計で 1 億 3,000 万円ほど、それから丁名義の預金と有価証券が合わせて 2 億 4,000 万円ほどあって、丁名義の財産が相続財産であるかどうか

ということが問題になった事案です。

資料に経緯が書いてありますが、平成 16 年 3 月に調停が行われ、その中で丁は、丁名義の財産 2 億 4,000 万円は生前に丙から贈与を受けていたという主張をして調停がなされていたようです。

判示事項 1 (判断基準)

「被相続人以外の者の名義である財産が相続開始時において被相続人に帰属するものであったか否かは、当該財産又はその購入原資の出捐者、当該財産の管理及び運用の状況、当該財産から生ずる利益の帰属者、被相続人と当該財産の名義人並びに当該財産の管理及び運用をする者との関係、当該財産の名義人がその名義を有することになった経緯等を総合考慮して判断するのが相当である。」

財産の購入原資の出捐者
 財産の管理及び運用の状況
 財産から生ずる利益の帰属者
 財産の名義人がその名義を有することになった経緯
 被相続人と当該財産の名義人並びに当該財産の管理及び運用をする者との関係
 上記 ~ の各要素を総合考慮し、財産の帰属を決する。

ところが、丁は実はそれは相続財産であるということで、甲と乙が知らない状況の中で、相続税修正申告を行いました。当初、遺言書があったため当初申告しておらず、分割協議、後に調停がなされたところで期限後申告をした後に、課税庁側がそれは相続財産ではないかということで更正を行った事案です。普通は、これは自分の財産であり、被相続人の財産であるということを認めないことで争いになるのですが、本件に限っては丁自体は被相続人の財産であるということを認めた上での争いになったという、少し変わった事例です。

そこで、東京地裁が挙げたのは先程の判断基準、総合的に考慮するというを言っています。そこに分析して書いた から までがあります。財産の購入原資の出捐者は誰か、財産の管理及び運用の状況、財産から生ずる利益の帰属者、財産の名義人がその名義を有することになった経緯、被相続人と当該財産その名義人並びに当該財産の管理及び運用をする者との間の関係を考える、ということを行っています。

判示事項で幾つか面白い点があるのでそれを紹介します。まず、判示事項2です。

判示事項2（妻名義財産の帰属）

また、 の要件について、本件では、預金等の名義及び管理運用は妻丁が行っているが、「我が国においては、夫が自己の財産を自己の扶養する妻名義で保有することも珍しくないということは公知の事実であり、妻名義であるということだけで妻のものであると断ずることはできず諸般の事情を総合的に考慮して、帰属を決する必要がある、妻が妻名義預金を管理運用していたことのみをもって決定的な要素とすることはできない」と判示されている。

（夫婦間における財産の帰属）

民法762条 夫婦の一方が婚姻前から有する財産及び婚姻中自己の名で得た財産は、その特有財産（夫婦の一方が単独で有する財産をいう。）とする。

2 夫婦のいずれに属するか明らかでない財産は、その共有に属するものと推定する。

ここでは、「我が国においては、夫が自己の財産を自己の扶養する妻名義で保有することも珍しくないということは公知の事実」だと東京地裁は言うております。妻のヘソクリと言うことに関連して、この問題を少し考えてみたいと思いますが、妻は夫から生活費を受け取り、妻はその生活費から妻名義の預金のヘソクリを作ったとします。これについて関連するのが、民法762条ですが、婚姻中自己の名で得た財産、これを特有財産といいます。いずれに属するのかわからなければ、夫婦の共有と推定されるけれども、一方の者による取得財産であることが証明されればこの推定は当然破られるということになります。すなわち、夫は夫の名で得た財産、妻は夫の

給与内で得た財産は夫の財産ということになるというのが民法の立場で、これは夫婦別産制といいますが、そうなると専業主婦がヘソクリをしても、生活費を超えた部分は常に贈与するという明らかな意思がない限り妻の財産とするのは困難であるということです。最高裁も基本的にこの考えを認めているのですが、個々の案件ではそれでも十分でないということで、幾つかの下級審はこれと異なるような裁判例があるのですが、原則としてはこう考えざるを得ないと思います。

この判示事項2は、この民法762条を前提とすると、やはり妻名義というだけでは妻のものにはならないということがこの点からも補足できると思います。

判示事項3（贈与税の申告）

実際に生前贈与をした土地建物の持分については贈与契約書を作成し、丁がX税務署長に対して同贈与によって納付すべき贈与税はない旨の申告書を提出していたのと異なり、本件丁名義預金等についてはそのような手続を何ら採っていないことも考慮すると、丙がその原資に係る財産を丁に対して生前贈与したものと認めることはできないというべきである。

それから判示事項3ですが、贈与税の申告に関して、実はこの人はそれ以外に土地建物の持分について贈与したものが非課税だとし、納付すべき税金がないという申告を行っていたというような形ですが、その申告を行っていたのにもかかわらず、今回の丁名義

の預金はしていないのだから、それからも贈与はないのではないかとということで、贈与の申告がないということの事実も誰の名義に属するかということに関しての一要素になるということを言っております。

判示事項4（収益の帰属と財産の帰属）

丁が本件丁名義預金等を解約して他の用途に使用するなどしたという事情はうかがわれないことも併せ考慮すると、本件丁名義預金に係る各口座の一部において発生する利息が丁名義の普通預金口座（なお、同普通預金口座の主要な原資は丁の国民年金であり、同普通預金口座に係る預金は丁に帰属するものということができる。）に入金されており、本件丁名義預金等から生ずる収益の一部は丁が取得していたということができるとしても、本件丁名義預金等自体については、なお丙に帰属する財産であったと認めるのが相当である。

判示事項5（本件における認定）

財産の購入原資の出捐者 購入原資の出捐者は丙であることを丁が認めていること

財産の管理及び運用の状況 丁名義預金等の取引は、丁がその手続を行い管理運用していたといえるとしても、丙名義の預金等の手続も丁が行っていたこと、証券会社の説明は丙同席のうえで行われたこと、丙入院後の取引は新規の資金の投入はなく、乗り換えにすぎないこと、丙に知らせることなく取引をしていたとは認められないことからすれば、その管理運用は丙の包括的同意があったと認められること

財産から生ずる利益の帰属者 丁名義預金等を解約して他の用途に使用したことが認められないこと

財産の名義人がその名義を有することになった経緯 丙は無収入の妻丁の丙の死後の生活について日頃から案じて、自己の財産を丁名義にしておこうと考えていたと認められること

被相続人と当該財産の名義人並びに当該財産の管理及び運用をする者との関係 被相続人の妻であること

（結論）丁名義の財産は、丙の相続財産である。

それから収益の帰属に関してですが、これは丁名義の別の普通預金があって、そこには丁名義のいろいろな利息などが入っていたようです。そういう事情はあるものの、丁がこ

の預金を解約して他の用途に使用するという事情は全くないのだから、これ自体はもう丁に帰属する財産ということが認められるというふうに言っています。要は、収益があった

としても、いろいろな要素を、当然、総合考慮ですからプラス・マイナスして、全部なければ駄目ではなく、その幾つかで見ていくと言っています。

本件における個々の認定に関して から までに書いてあります。ここは、後ほどお読み頂ければと思います。

それから、東京地裁の平成 18 年の判決でございますが、株式の帰属について他人名義で株式を取得することも特に親族間においては珍しくないというふうに書いてあって、総合的に考慮し、判断するというようなことを述べております。

では、この関係が先程の民事裁判の裁判例

とどういう関係になるかということについて私見を述べさせていただきます。結局、相続の訴訟でやはりいろいろな要素で判断をするのだと言っても、背景的にはやはり先程の民事裁判例は当然考えていると私は言っていると思っています。定期預金に関しては最高裁はやはりその出捐と、普通預金は管理ということを考えているのではなかろうかと思えます。逆に、最高裁の先程の従来民事に関する判例でも、定期預金だから出捐だけかという、やはり誰が管理しているのかといったことも要素として考えているので、総合考慮的な考え方を入れていると考えていいものと思っています。

東京地判平 18・7・19 税務訴訟資料 256 号 - 211 (順号 10471)

控訴審 東京高判平 19・12・4 税務訴訟資料 257 号 - 231 (順号 10840)

上告審 最決平成 20・7・8 税務訴訟資料 258 号 - 126 (順号 10984)⁽⁷⁾

株式の帰属について、「株式の名義が重要な要素とはなるが、他人名義で株式を取得することも、特に親族間においては珍しくはないことからすれば、誰が株式購入の原資を出捐したか、株式売買の意思決定をし、株式を管理運用してその売買益を取得しているのは誰か、さらに、売却・購入を短期間に繰り返すことがなく、比較的長期間保有を続けている株式にあっては、その配当金を取得しているのは誰かもまた、その帰属の認定に際して重要な要素ということができるところから、これらの諸要素、その他名義人と管理、運用者との関係等をも総合考慮すべきものと解される。」と判示している。

脚注標記については、編集部による加筆。

元々、先程の平成 20 年の相続税の裁判の杉原裁判長は、最高裁の民事の総括上席調査官をおやりになられていた方でして、民事の裁判例をよく御存じの上で最終的に少なくとも相続税に関してはこういう裁判例を採るのだという判断を下されているというわけです。

それ以外に、相続という状況が当然にあるとは思っております。相続税の民事と違うところは、民事裁判は、原則は当事者両方に見解とか、どういう事実関係でしたかということを知ることができるという状況がありますので、それを双方が話した上での結論を聞けるという民事裁判と、相続税は、もう当事者が亡くなっているのです、それが聞けないと

いう状況も当然あるのかなというふうには思っています。

それから、それ以外に課税庁が認定を行うという行政裁判、租税の訴訟自体の特別な状況もあると思います。課税庁はあくまでも財産を移転したかどうかということは第三者的な立場で、あくまでも収集できる証拠というのは当然限度があります。証拠というのは当然、納税者の方がお持ちになっているのがほとんどで、課税庁はいろいろな調査を行って、お話を聞くことで実際その証拠から事実というのを再構成しているというのが基本ですので、そういうものに関しては当事者の方が十分に証拠をお持ちになっているという状況が

あるわけですし、ただ、納税者の言われることを全部信じてしまっただけでは、相続人の方が話した内容で課税がされないことにもなりかねず、当然、課税の不公平が出るということになり、そういうことを勘案して、ケース・バイ・ケースでいろいろな判断があるから、それらの要素で判断した方がより妥当な結論が得られるのではないかというふうに考えているのではなからうかと思えます。今後、こういう個々の裁判例を積み重ねることでより一層明確になっていくのかなと思えます。

それから、先程言いました財産の帰属と贈与との関係ですが、帰属の認定、誰に帰属するかということがあって初めて、その後に贈与の問題が生じるので、帰属の問題が先に当然あるということ、申し上げたかったということです。

そういうことで、相続の認定というのはいろいろあるわけですが、実際、相続の名義預金、先程の最初の課税に関しての申告の仕方などに書いてありますが、家族名義を見ると

ということは、必ず我々が相続税の調査に行ったときには確認させていただく形になると思えますので、ぜひご協力頂きたいと思えます。ただ、だからといって、税理士の方が納税者の方々に家族名義の預金もそういうことになるからお見せくださいと言って、実際に確認できるかどうかというのは、やはり難しい問題があるということも、私達は十分に理解しているつもりです。なかなか抵抗されるということは事実あるのだろうということはわかっていますが、後で調査によってわかったときにやはり、それは相続財産だというような問題が必ず出てきますので、税理士の方も名義預金などを確認した上で何らかの判断をする必要があると考えております。

5 財産の帰属と重加算税の賦課

続いて財産の帰属と重加算税の賦課という問題です。ここでは、相続税が家族名義になっていて相続税を申告しなかったということについて少し考えてみたいと思えます。

過少申告加算税の趣旨

過少申告加算税は、過少申告による納税義務違反の事実があれば、原則としてその違反者に対し課されるものであり、これによって、当初から適法に申告し納税した納税者との間の客観的不公平の実質的な是正を図るとともに、過少申告による納税義務違反の発生を防止し、適正な申告納税の実現を図り、もって納税の実を挙げようとする行政上の措置である（最判平 18・4・20）。

国税通則法第65条第1項 期限内申告書（...）が提出された場合（...）において、修正申告書の提出又は更正があつたときは、当該納税者に対し、その修正申告又は更正に基づき第35条第2項（期限後申告等による納付）の規定により納付すべき税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する。

通常、修正申告や更正で家族名義が相続財産ということになれば、過少申告加算税が課せられます。その趣旨は、当初から適法に申告した納税者とその不公平を実質的に是正するというので、過少申告による納税義務の発生を防止し適正な納税申告の実現を図り、もって課税能率を上げるという行政上の措置

であるということで、税率が10%上乘せされます。それを超える場合に課せられるのが重加算税として、その趣旨は課税要件を隠べい・仮装するという不正手段を用いた特別な事情がある場合に、過少申告加算税より重い行政上の措置を課することによって、悪質な納税義務者の発生を防止し、もって申告納税

制度による適正な徴税の実現を確保しようということで税額に 35% 上乘せられますので、過少申告加算税にプラス 25% ということになります。

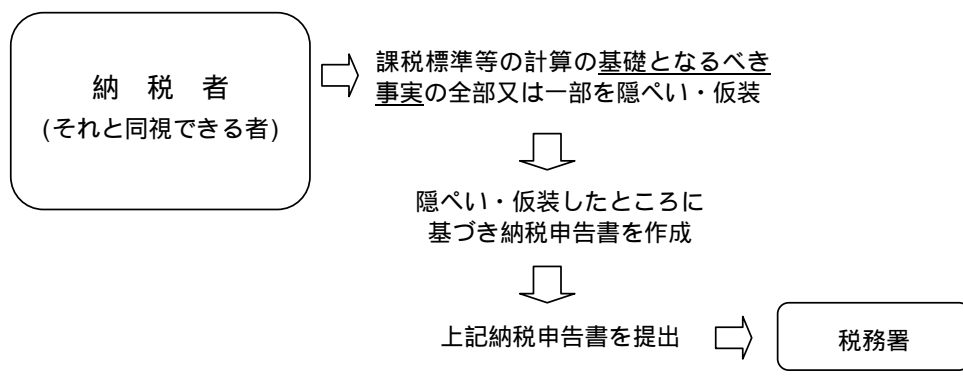
国税通則法 68 条 1 項で、基本的に最も大切な点が、「納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」という部分で、これ

に該当する場合には重加算税を課しますということで、図にあります「納税者」、「それと同視できる者」というのが判例の立場です。その者が行為者として行って、「課税標準等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺい・仮装」して、それに基づいて「納税申告書を作成」、「提出」をしたという場合に、それは重加算税の賦課の対象になりますというものです。

重加算税制度の趣旨

重加算税制度の趣旨は、課税要件事実を隠ぺいし、又は仮装するという不正手段を用いたという特別の事情が存する場合に、過少申告加算税等より重い行政上の制裁を課することによって、悪質な納税義務違反の発生を防止し、もって申告納税制度による適正な徴税の実現を確保しようとするものである（最判平 7・4・28）。

国税通則法 68 条第 1 項 第 65 条第 1 項（過少申告加算税）の規定に該当する場合（...）において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、政令で定めるところにより、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額（...）に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に 100 分の 35 の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する。

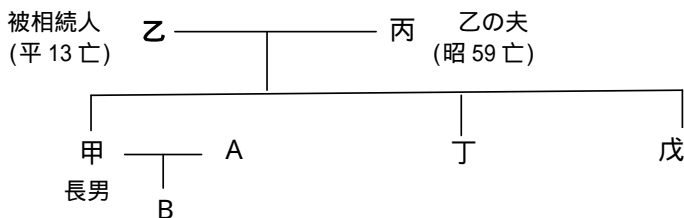


この点に関して、名古屋地裁の平成 20 年、その高裁、最高裁で国側が勝訴しています。その裁判例ですが、乙が亡くなり、それには甲、丁、戊という 3 人の子供がいたということです。乙の夫丙は既に亡くなっていて、それで今回、乙が貸金庫を利用していたことがわかって、その貸金庫の中には 預貯金等 1

億 4,900 万円ほど、甲が固有財産と主張した 5,600 万円ほど、それ以外に、事前に貸金庫に入っていた 4,600 万円の甲が保管していた預貯金がありましたという事実を踏まえた上で、当初申告においては、土地建物以外に預貯金の合計の中から 6,600 万円が相続財産に該当するというので申告をされました。

国側の主張としては、この から の全て が相続財産になるという主張をしたわけですが、途中審判所、それから高裁（民事）において の財産は元々相続財産ではないと認定 がされましたので1億9,500万円の帰属、それから、6,600万円と申告した甲の行為について仮装、隠ぺい行為があるのかということがこの判決で争われた点です。

名古屋地判平 20・12・11 税務訴訟資料 258号 244 (順号 11102) (8)
 控訴審 名古屋高判平 21・5・13 税務訴訟資料 259号 87 (順号 11200) (9)
 上告審(不受理決定) 最決平 21・11・17 税務訴訟資料 259号 203 (順号 11316) (10)



貸金庫内預貯金等	148,926 千円
甲主張固有財産	56,557 千円
甲保管相続預貯金	46,116 千円

当初申告の相続財産	
土地・建物	8,988 千円
預貯金等	66,357 千円
その他	74 千円
合計	75,419 千円

251,599 千円か
(195,042 千円か)

- ・貸金庫内預貯金等は相続財産か
- ・甲の仮装・隠ぺい行為はあるか

- 昭 58. 5 乙が貸金庫をN銀行で借り受け（開閉できるのは乙のみ）
 平 13. 7 乙の貸金庫、N銀行からC銀行に変更
 平 13. 8 乙死亡
 平 13. 9 乙の貸金庫を甲、丁、戊、d 税理士立ち会いの元、開錠
 貸金庫内預貯金等及び 甲主張固有財産を確認
 平 13.10 甲、 甲主張固有財産を貸金庫より持ち出し
 平 13.10 d 税理士、 貸金庫内預貯金等及び 甲保管相続預貯金から「一覧表」を作成
 平 13.11 甲、d 税理士は、遺産分割の資料としてD弁護士に「一覧表」を交付
その後、d 税理士において、甲の了解の下、相続に係る預貯金等を 66,357 千円とするとした過少の計算根拠を作成（昭 59 以降の財産の増減を記したもの）
 平 14. 6 甲が、預貯金等を 66,357 千円とする相続税の当初申告書を税務署に提出
 平 17. 7 甲に預貯金等を上記 + + の合計 251,599 千円とする相続税の更正処分・
 重加算税賦課決定
 平 19. 3 国税不服審判所長が、 甲主張固有財産は、乙の相続財産ではないことを理由とする更正処分等の一部取り消しの判決
 平 20. 4 平 16.4 に丁らは提訴した相続財産の確認等を求める民事裁判において、 貸金庫内預貯金等は相続財産に当たるが、 甲主張固有財産は相続財産に当たらない旨の高裁判決
 （金額の一部については、判決文からは明らかにならない。）

判決事項

「特に、甲及びd 税理士が、甲主張固有預貯金を本件相続財産には属さないとして本件一覧表に記載しなかったのに対し、本件預貯金等は本件一覧表に記載していたこと、d 税理士が、本件相続に係る遺産分割交渉において、D 弁護士に対し、本件一覧表に原告

の財産が含まれている旨の留保を付さないままこれを交付したことなどに照らすと、甲及びd税理士は、本件預貯金等が本件相続財産を構成することを前提として本件相続に係る遺産分割交渉を行っていたものと認めるのが相当である。また、(…) 甲及びd税理士が本件預貯金等の内容、金額等について全く把握していなかったことにかんがみれば、亡乙は本件旧貸金庫の内容物を本件貸金庫に引き継ぎ、これを排他的、専属的に管理していたものと認められる。これらの事実に照らすと、本件預貯金等はいずれも亡乙が取得・管理してきたものであって本件相続財産を構成するものと認めるのが相当である。」

「甲は、本件預貯金等が本件相続財産に属することを認識しながら、d税理士をして、本件預貯金等の一部のみを本件相続財産とする申告を行わせたものと認められるから、甲の行為が『事実を隠ぺいする』ものに当たることは明らかである。」

脚注表記については、編集部による加筆。

資料の「平 13.11」というところで、13年8月に亡くなった後に貸金庫から物を出し、甲と税理士が一覧表に全財産を書き出した後にもかかわらず、やはり預貯金を計算すると66,357千円が被相続人に帰属する財産だと計算したというが、過去の経緯から、何か事前に贈与を受けていたなどといった話を聞いて、66,357千円だということを出してきたという事案です。それで、判示事項ですが、先ずは「甲及びd税理士は、本件預貯金等が本件相続財産を構成することを前提として本件相続に係る遺産分割交渉を行っていた」と、全体の財産、遺産分割交渉を行っていたとし、それから、貸金庫の内容というものは乙が専属的に管理していたということで、先ず本件預貯金等がを除いたとが相続財産に属するということを認定した上で計算書を出した。甲の了解の下d税理士において計算したということは、本来の相続財産自体を実際は誤らせる、隠ぺいしたものに当たる、一部のみの申告を行わせたものと認められるということ

を認定して、この点に関して重加算税が課せられております。私の感覚としては、判決文だけからですと内容がわからない部分があるのですが、なかなかこれだけで、すぐに隠ぺいと言えるのかなという点が見られます。ただ、何処までd税理士が関与しながら、隠ぺいに値するよう

な工作などを実際行ったかということが、多分個別的には準備書面の中に書いてあるのではなかろうかと思っておりますので、それは隠ぺいに当たると認定される場合も当然出てくることがあるのだと思います。きちんとそれに基づいた具体的事実を申告の際に確認しておかないと、やはり課税庁の判断がいろいろな証拠を合わせたところで、それはやはり隠ぺいと評価されるのではないかという場合が出てくるのではなかろうかという事例だと思われ

ます。平成19年の東京高裁判決でもこれは重加算税の賦課は相当だと認めています。そこに書いてあるのは、重加算税を賦課するのは隠ぺい又は仮装行為と評価すべき行為が存在し、これに合わせた過少申告をされたことを要するところ、納税者は当初から所得を過少に申告する意図をし、その意図を外部から伺われる特段の行動をした上、その意図に基づく過少申告をした場合は重加が賦課されると判示しています。これは、平成6年11月22日の最高裁、平成7年4月28日の最高裁で出てきた、いわゆる「ことさら過少」というものに重加算税が賦課できるという事例判決の最高裁の論法を前提として述べたものです。

それに基づいたところで、事実認定はこの中のや は、被相続人が相続税対策として

株式等の財産の名義を親族名義として上記各財産が当該名義人に帰属するかのとき外観を、まずは被相続人が外観を作ったのだとしています。

東京高判平 19・12・4 税務訴訟資料 257 号 - 231 (順号 10840)

重加算税を課するためには、過少申告行為のほかに、「隠ぺい又は仮装の行為」と評価すべき行為が存在し、これに合わせた過少申告がされたことを要するところ、納税者が、当初から所得を過少に申告することを意図し、その意図を外部からうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づく過少申告をした場合は、重加算税の上記賦課要件が充足されると解されるとした上で、被相続人が、相続税対策として、株式等の財産の名義を親族名義として、上記各財産が当該名義人に帰属するかのとき外観を作出し、相続人らが、これらが被相続人に帰属する相続財産であることを認識しながら、親族名義に仮装され、その帰属者を把握しがたい状態であったことを利用し、被相続人の死亡前から、証券会社に相続人らの名義の口座を開設し、住所地の変更、改印等をして徐々に株式を保護預かりとし、あるいは、その後に売却するなどして、その帰属者を一層把握しがたい状況にし、これらの各財産を相続財産から除外した相続税申告書を提出したことが認められ、これに加えて、本件重加算税対象財産が多種多様であって、金額的にも多額にのぼり、配当金等の振込先も分散されていることをも併せ考えると、相続人らは、相続税を免れる目的の下に、被相続人の作出した親族名義の外観に隠れてこれを利用し、上記各財産が被相続人の遺産であるにもかかわらず、これを相続財産から除外した内容虚偽の相続税申告書を提出して過少申告行為に及んだものということができるとされた事例

その後、相続人らがこれが被相続人に帰属する相続財産であると十分に認識していた、認識していながら、親族名義に仮装され、その帰属者が把握し難い状態であったことを利用して、は、被相続人の死亡前から証券会社に相続人の名義の口座を開設し、住所地の変更、改印等をして、徐々に株式を保護預かりとし、あるいはその後に売却するなどしてその帰属者を一層把握し難い状態にし、これら各財産を相続財産から除外した相続税申告書を提出したことから、相続税を免れる目的の下に被相続人の作成した親族名義の外観に隠れてこれを利用し、遺産であるにもかかわらず内容虚偽の相続税申告書を出したことが認められています。

なお、これに加え、重加算税の対象となる財産が多種、多額であるなどをも併せ考えると、相続税を免れる目的をもって、相続財産から除外した虚偽の申告書を提出して過少申告行為に及んだということで、重加賦課相当

と判断されています。これは、やはり被相続人が他人名義の相続財産を作って、相続人が相続財産と、その件に関して十分に認識していて、それを相続人がそれに基づいたところでいろいろな行為をしていたということであれば、重加算税は賦課されますよということを述べています。

要は、そのものに関して相続人がどこまで認識していたかということが、重要な要素になってくるわけです。

6 まとめ

最後に、まとめです。

まずは、贈与税において、贈与により財産を取得したことの認定というものは、やはり財産の取得、履行というものがしっかりしないと当然贈与税における贈与というものは認定されない場合があります、履行というものをしっかりしなければいけませんということです。

2 点目。民事裁判例においては定期預金、普通預金、株式という場合でそれぞれ重要視している要素が異なっていること。定期預金は出捐、普通預金は管理の要素、株式は出捐を中心にやはり様々な要素を検討しているということです。

それから 3 点目。相続税における相続財産の帰属ということですが、これは総合的に要素を考慮して判断していると言えると思います。無論、裁判所にはその要素の背景に、先程言っていた民事裁判例の要素というものを中心に考えているのですが、それ以外に様々な要素を足したところで相続財産の認定というものをやっていると考えられます。

最後に 4 点目。十分に相続人が被相続人の財産であるということを認識していながら、それに関しての何らかの行為を行ったり、それに対して納税者又は納税者と同視し得るような立場の者が何らかの行為を行うことによって隠ぺい、仮装というように認定されるということは十分あり得るということです。

以上ですが、相続では節税という面だけではなく、やはりなぜこの財産を渡したいか、どうして移したいかなどいろいろな要素があって、物をあげたりいろいろな名義にしたりということが当然出てくるわけですので、そういうものを上手にいろいろ勘案しないと、節税ということだけを考えてみてなかなかうまくいかないのではないかなと思います。

それから、形式的にいいですよといったものは後の調査において否定される可能性が十分ありますので、その点に関してはやはりしっかりした形で認識した上で贈与というものを行って頂きたいし、その後の課税の相続財産の帰属に関しては、やはり家族名義というものに関しても事前に亡くなった段階においては、その他の家族名義という財産も確認をするという要素は重要な内容ですということになるかと思います。

以上で今日のお話は終わりにさせていただきますと思います。このお話の中の 1 点でも 2 点でも、何か皆様のお役に立てれば幸いかと思います。

また、今後の税務の調査に対してもぜひ御協力をお願いしたいと思います。

御清聴ありがとうございました。

(1) 国税庁ホームページ「税について調べる」を参照 (<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/sozoku-zoyo/201304/01.htm>)

(2) 判批・鴻常夫・法学協会雑誌 86 巻 1 号 123 頁。

(3) 東京高判平 4・11・16 金法 1386 号 76 頁。

他人名義で株式が引き受けられた場合、会社成立前の個人商店時代、会社成立後の営業の分担、利益分配の状況、株式の引受の経過、会社の経営者等の株式の保有割合に関する合意の内容、成立経過等の諸事情を考慮すると、合意の成立後は合意に従って、名義借用者である原告らが一定の株式を有するものとされた事例。

(4) 札幌地判平 9・11・6 判タ 1011 号 240 頁。

家業（印判製作販売業）を法人化した際、長代が株式払込金を支出した場合において、長男・長女を実質的株主として株式を取得させるため、その株式払込義務を代わって履行したものであるとして、長男・長女の株主権を認めた事例。

(5) 税資 258 号順号 11053 (<http://www.nta.go.jp/ntc/soshoshiryo/kazei/2008/pdf/11053.pdf>) 参照。

(6) 税資 259 号順号 11182 (<http://www.nta.go.jp/ntc/soshoshiryo/kazei/2009/pdf/11182.pdf>) 参照。

(7) 税資 258 号順号 10984 (<http://www.nta.go.jp/ntc/soshoshiryo/kazei/2008/pdf/10984.pdf>) 参照。

(8) 税資 258 号順号 11102 (<http://www.nta.go.jp/ntc/soshoshiryo/kazei/2008/pdf/11102.pdf>) 参照。

(9) 税資 259 号順号 11200 (<http://www.nta.go.jp/ntc/soshoshiryo/kazei/2009/pdf/11200.pdf>) 参照。

⁽¹⁰⁾ 税資 259 号順号 11316 (<http://www.nta.go.jp/ntc/soshosiryo/kazei/2009/pdf/11316.pdf>) 参照。